

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示 結核予防法による医療機関の指定
飼料の試験の結果の概要
- 土地改良区の定款の変更の認可
解除予定の保安林(二件)
開発行為に関する工事の完了
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 公 告 鳥取県職員採用初級試験の実施

告 示

鳥取県告示第七百十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に

基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十四年七月三日	木下内科医院	米子市河崎九八七

鳥取県告示第七百十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十四年五月十六日及び六月十八日に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり告示する。

昭和五十四年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月日	試験結果の概要										備考			
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素	水溶性窒素	ペプトン消化率	D C P		T D N	M E	その他 の検査
下関市 林業産業株式会社 飼料部	境港市 有限会社三代 肥糧 境支店	規) まるは印配合飼料 サン	54.5	14.7	4.1	4.0	6.4	1.05	0.75								
		規) まるは印配合飼料 サン	54.5	16.2	4.7	2.0	5.3	0.85	0.71								
		規) まるは印配合飼料 中ず	54.5	17.5	3.9	3.4	5.7	0.91	0.67								
		規) まるは印配合飼料 エー	54.5	17.7	4.0	2.3	11.0	3.11	0.67								
		規) 日清印成鶏用配合飼料	54.5	18.0	2.9	2.7	10.6	3.05	0.57								
神戸市 日清製粉株式 会社 神戸飼 料工場	米子市 島根米穀株式 会社日清飼料 米子営業所	規) 日清印子豚用配合飼料 子豚	54.5	15.5	4.5	2.3	4.6	0.88	0.51								
		日清印子豚用人工乳 サニー	54.5	18.9	6.2	2.5	5.5	0.98	0.70								
		コロニーP	54.5	18.9	6.2	2.5	5.5	0.98	0.70								
		規) 日清印大ずう用配合飼料 大罐	54.5	14.9	2.9	3.3	6.4	1.34	0.55								

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

- 日野郡日南町宝谷字西阿太上一五〇二、字東阿太上一四三五の一、一四三九の一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、一四三五の一、一四三五の二〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年六月十二日 鳥取県指令受都計第百六十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市東今在家字中向

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三番地

株式会社不動企業

代表取締役 田中宣二

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和五十四年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十四年八月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和五十四年八月二十四日(金) 午後二時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題

- 1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について
- 2 明るい選挙推進指導者研修会について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十四年八月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十四年八月三十一日(金) 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 - 2 その他

公 告

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和54年8月24日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和54年度鳥取県職員採用初級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数	試験の区分	採用予定者数
一般事務(A)	約 8 名	学校事務(東部)	約 9 名
一般事務(B)	約 20 名	学校事務(中部)	約 7 名
警察事務	約 4 名	学校事務(西部)	約 8 名

3 対象となる職種

知事の事務部局、教育委員会事務局、市町村立小・中学校、警察本部等に勤務する行政職給料表7等級相当程度の初級係員の職給与

4 この試験に合格し、採用された者は、原則として、行政職給料表の7

等級3号給の給料のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
一般事務 (A)	
学校事務 (東部)	昭和33年4月2日から昭和37年4月1日までに生まれた者
学校事務 (中部)	
学校事務 (西部)	
一般事務 (B)	昭和33年4月2日から昭和37年4月1日までに生まれた男子
警察事務	

6 第1次試験

(1) 試験科目

教養試験（多肢選択式）、適性試験（多肢選択式）作文試験及び適性検査

(2) 試験の期日

昭和54年10月14日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

米子市船町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和54年11月中旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験科目

人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和54年12月上旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和54年12月中旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、試験の区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験の手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会に提出すること。

なお、申込受付期間中は、「試験の区分」の変更をすることができる。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和54年9月1日(土)から同月22日(土)まで(日曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、昭和54年9月22日までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(ただし、土曜日は、12時まで)

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月十円(送料を含む。)]